

知財 ist® (チザイスト) になろう!

一般社団法人
発明推進協会

会 員 無 料 !

3月の「特別企画講座」

職務発明制度の見直し!!その時、御社は!?

～そもそも職務発明とは?誰のための改正?何のための改正?
海外ではどうなっているか?ガイドラインとは?会社が備えておくべきことは?～

新規
講座

難易度
初中級



平成 28 年 3 月 15 日 (火) 14:00~17:00

講師 石渡 英房 氏

石渡国際特許事務所 弁理士
裁判所専門委員 (知的財産関連)

◆平成 27 年 7 月に職務発明制度の改正特許法が成立し、公布されました。また、平成 27 年 9 月・10 月に産業構造審議会特許制度小委員会で職務発明に関する具体的なガイドライン (指針) 案が提示されました。

◆改正された職務発明制度に対応する要点は、i) 使用者帰属に転換するか否か、ii) 使用者帰属・発明者帰属を問わず、ガイドラインに沿った「相当の利益」をどのように社内規定に盛り込むか、の 2 点です。改正法の施行に合わせ、あるいは少々遅れたとしても、この 2 点について企業として決断し必要に応じた職務発明規程等を整備する必要があります。

◆本講座は、上記の要点を考慮した職務発明制度の見直し・導入に至る企業や大学及びこれに関連する特許事務所等の方々にとって、最適な講座です。すでに職務発明規定の整備を終えた企業は現状のご確認をいただくとともに、まだ、未整備の企業はご検討の要点をつかんでいただくために、是非ご参加ください。

【講義内容】

14:00 ~ 16:00

- 1) 法律改正のおさらい (職務発明そもそも論、平成 27 年改正の要点)
- 2) 発表された「指針」の内容の説明 (指針の要点と各項目の意味)
- 3) 企業は具体的にどうするのか (選択とリスク、「相当の利益」の実現内容と手続)

16:00 ~ 17:00

- 4) 質疑応答
- 5) 個別相談も承ります。(無料で相談できる範囲とさせていただきます。)

※希望者は、WEB もしくは申込書の備考欄に相談内容を簡単にお書き添えください。

[協力・東知研 (発明協会会員弁理士勉強会)・知泉会 (発明推進協会知財人材育成研修 OB 会)]

◆会 場：発明会館 7 階
研修ルーム

◆定 員：50 名

◆受講料：会員 0 円・
一般 5,000 円
(※消費税 8%込み)

◆申 込：
HP もしくは、FAX からお
申込下さい。

(<http://www.jiii.or.jp>
「研修のご案内」)

※会員：(一社) 発明推進協会、(公
社) 発明協会、各地域の発明
協会のいずれかの会員

キリトリ線

会
場

一般社団法人 発明推進協会 研修ルーム (発明会館 7 階)

●住所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-14

●電話 03(3502)5439 ●FAX 03(3506)8788 ●Eメール:kouza-form@jiii.or.jp

講 座 申 込 書

一般社団法人 発明推進協会 知的財産情報サービスグループ 研修チーム行 (FAX : 03-3506-8788) (お申し込み年月日) 平成 年 月 日

開催日	講座名	受講者名(ふりがな)	会社名	部署名	E-mail	知財業務 経験年数

住 所	〒	-	電話	
			F A X	

請求書送付先 (受講者と異なる場合にご記入ください)	
部 課 名	担 当 者

該当に○印をし、金額をご記入ください。

金 額	円 =	×	名
種 別	一般・法人会員・個人会員： 地域発明協会		
支 払 方 法	当日現金・銀行振込・得意先コード(総管理請求書)		

今後、E-mailにて知的財産権講座に関するご案内を送付させていただきます。
ご不要の方は、チェックをお付け下さい。

メール不要
(一般社団法人発明推進協会は、個人情報の重要性を認識し、適切な保護に努めます。)

得意先
コード No. ----

(「得意先コード」をご選択の場合にご記入ください。)

※会員かどうか記入のない場合は、非会員扱いとなりますのでご注意ください。

※本科コースについては、銀行振込が得意先コードのいずれかの支払い方法のみとなります。

※講師及び日程等は、カリキュラム編成等の都合により、一部変更することがあります。

※お支払いは、請求書到着後をお願い致します。

※講座開催の前日を起算日として5営業日より前ならばキャンセルできます。それ以降のキャンセルはできかねますので予めご了承ください。

※講座開催日の10日前頃に聴講券、納品書、又は請求書等を郵送いたします。当日は聴講券をご持参のうえ、ご来場ください。